

令和4年度 水質検査計画



辺志切配水池SUS

錦江町簡易水道事業

も く じ

■はじめに

1 基本方針

2 水道事業の概要

①大根占地区簡易水道事業

②中央地区簡易水道事業

③神城地区簡易水道事業

3 水源の状況並びに原水及び浄水の水質状況

4 定期の水質検査

水質基準

浄水の検査

原水の検査

5 臨時の水質検査

6 水質検査方法及び委託の内容

7 検査結果の評価

8 検査計画の見直し

9 検査の精度と信頼性保証

10 緊急時における関係者との連携

11 水質検査計画及び検査結果の公表

別表. 1 水質基準項目と検査頻度・及び省略の基準

別表. 2 令和4年度に水質検査を行う項目と頻度（浄水）

■はじめに

水質検査は、利用者のみなさまに安全な水を供給するために不可欠であり、水質管理を徹底する上で最も重要なものです。近年における水道環境は、新たな化学物質の問題など、その対策は全国的にも急務とされ、各事業体が抱える問題も多種多様であるといえます。

そういった背景の中、利用者のみなさまにより安心して水道をお使い頂けるように、錦江町においても令和4年度の「水質検査計画」を作成し、地域の水質状況を考慮した水質管理体制の構築を目指しております。この「水質検査計画」においては、安心して水道をお使い頂くために「どこで」「どのような項目を」「どのくらいの頻度で」検査を行うべきかということを検討しており、また、その前提となる現在の水道における水質状況や水質管理上の問題点なども明らかにしています。

安全で良質な水道水を供給するためには、徹底した水質管理を行う必要があることはいうまでもありません。その一方で、水質管理を行うためには相応のコストが必要であり、そのコストは利用者のみなさまから頂く水道料金によってまかなわれています。したがって、水道料金を抑えながら、安全で安心な水をご使用いただくためには、水質検査を的確に行い、適切な水質管理を行うことが重要です。この水質検査計画において、本町の抱える水質管理上の問題点をご理解頂いた上

で、地域の水質管理を一緒になって考え、行動して頂ければ幸いです。

錦江町は次年度以降も水質の状況変化に応じた水質検査計画の見直しを行い、利用者のみなさまにより一層安全で安心な水を供給することに努めてまいります。

1 基本方針

錦江町簡易水道事業では、給水を受けている皆様が健康で衛生的な生活をおくるための基盤とするため、安心安全な水道水を安定的に供給できるように次のこととお約束します。

- ① 水質検査は、法令（水道法）で定められた方法により検査を行うことのできる検査機関を選定し、その検査機関に委託して行います。
- ② 浄水（水道水）の検水の採水は、各浄水場ごとに代表する給水栓を決めて採水します。また、原水の検水の採水は、浄水場の入口にて原水を採水します。
- ③ 検査項目については、法令（水道法）で義務づけられた検査項目について行います。
- ④ 検査頻度については、水源の種類や過去の検査結果を考慮して決定します。

2 水道事業の概要

本町の水道事業は、3つの簡易水道事業から成り、水源は全て地下水（湧水または深井戸）を利用しています。

地下水を利用しているため原水の水質が良質で安定していますので、各浄水場では塩素注入の消毒処理のみを施し、各家庭へ給水しています。

給水状況

町全体の人口	7,074 人
給水人口	5,458 人
年間総給水量	865,206 m ³
年間有収水量	703,911 m ³
有収率	86.36 %
一日最大給水量	2,497 m ³

令和3年3月現在

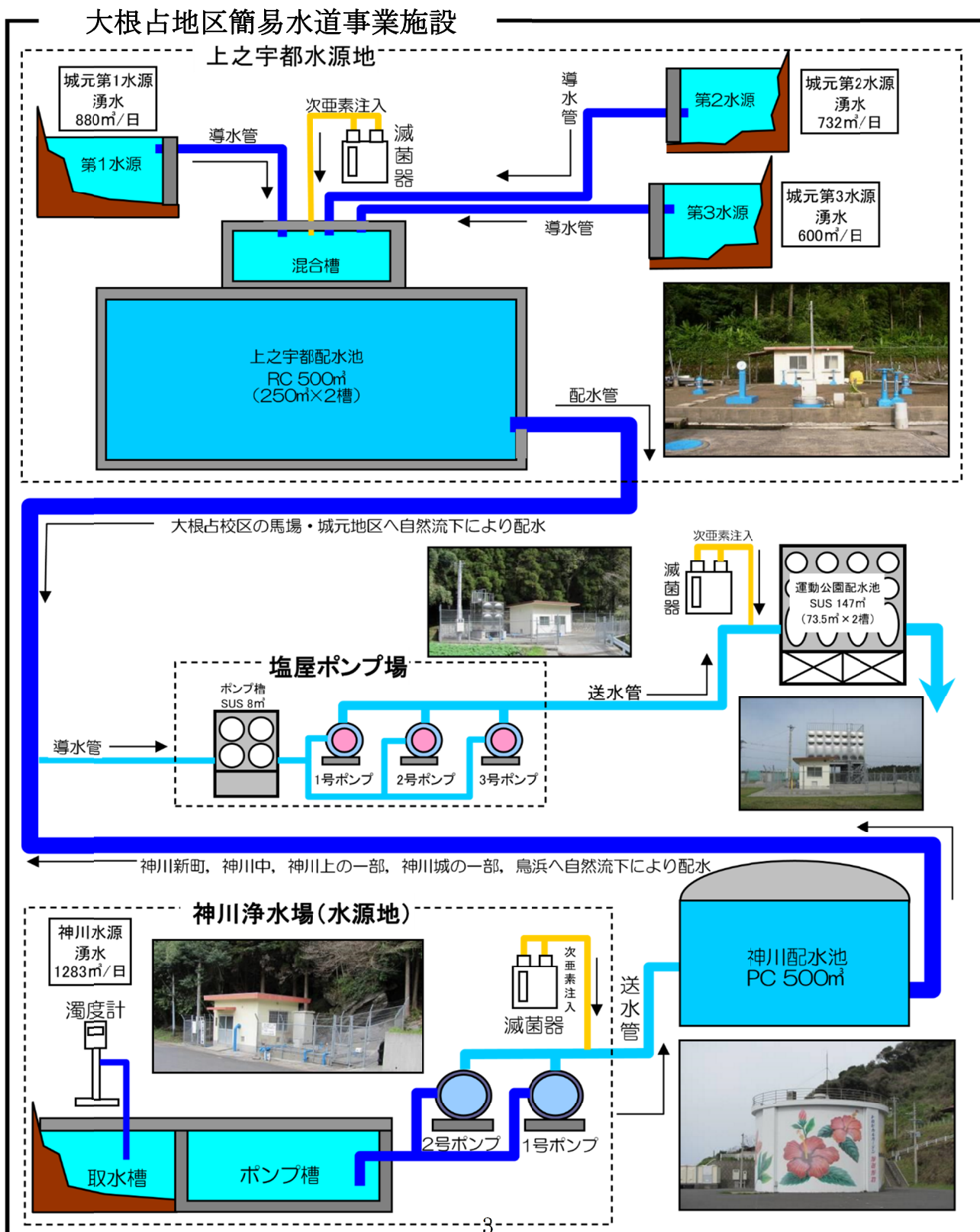
施設概要

事業名	大根占地区簡易水道事業		神城地区簡易水道事業	中央地区簡易水道事業
水源名	上之宇都水源地	神川水源地	うるし山水源地	宮前水源地
水源種別	湧水			深井戸
浄水方法	塩素消毒のみ			
取水能力	990 m ³ /日	771 m ³ /日	950 m ³ /日	1,380 m ³ /日
配水池	上之宇都配水池 RC 500 m ³	神川配水池 PC 500 m ³	神城配水池 PC 800 m ³	中村上原配水池ほか SUS 145 m ³ ほか
	運動公園配水池 SUS 147 m ³			
説明	大根占地区～神川地区の下場地区へ給水する施設であり、上之宇都配水池と神川配水池は配水管により物理的に繋がっています。		池田地区（笹原、半下石、川南、川北、白井、大久保、段中野・安水）へ給水する施設であります。当面の課題は、加入率の増進です。	田代麓地区及び田代川原地区の一部へ給水をしています。中村上原配水池を中心とし各地に送水ポンプ場、配水池が点在しています。

①大根占地区簡易水道事業

大根占地区簡易水道事業は、上之宇都水源（3水源）と神川水源の2箇所を有し、浄水場及び配水池もそれぞれ存在しています。どちらの水源も湧水で各浄水場で次亜塩素素注入の滅菌処理のみを施し、各配水池へ水を送っています。

そして、各配水管より錦江町の（皆倉を除く）海岸沿いの地域へ自然流下により配水していますが、その配水管はつながっており、水道水をより安定的に給水することができます。また、塩屋ポンプ場から運動公園配水池へ送水し、運動公園周辺（青山荘、すずしろの里）へも配水しています。

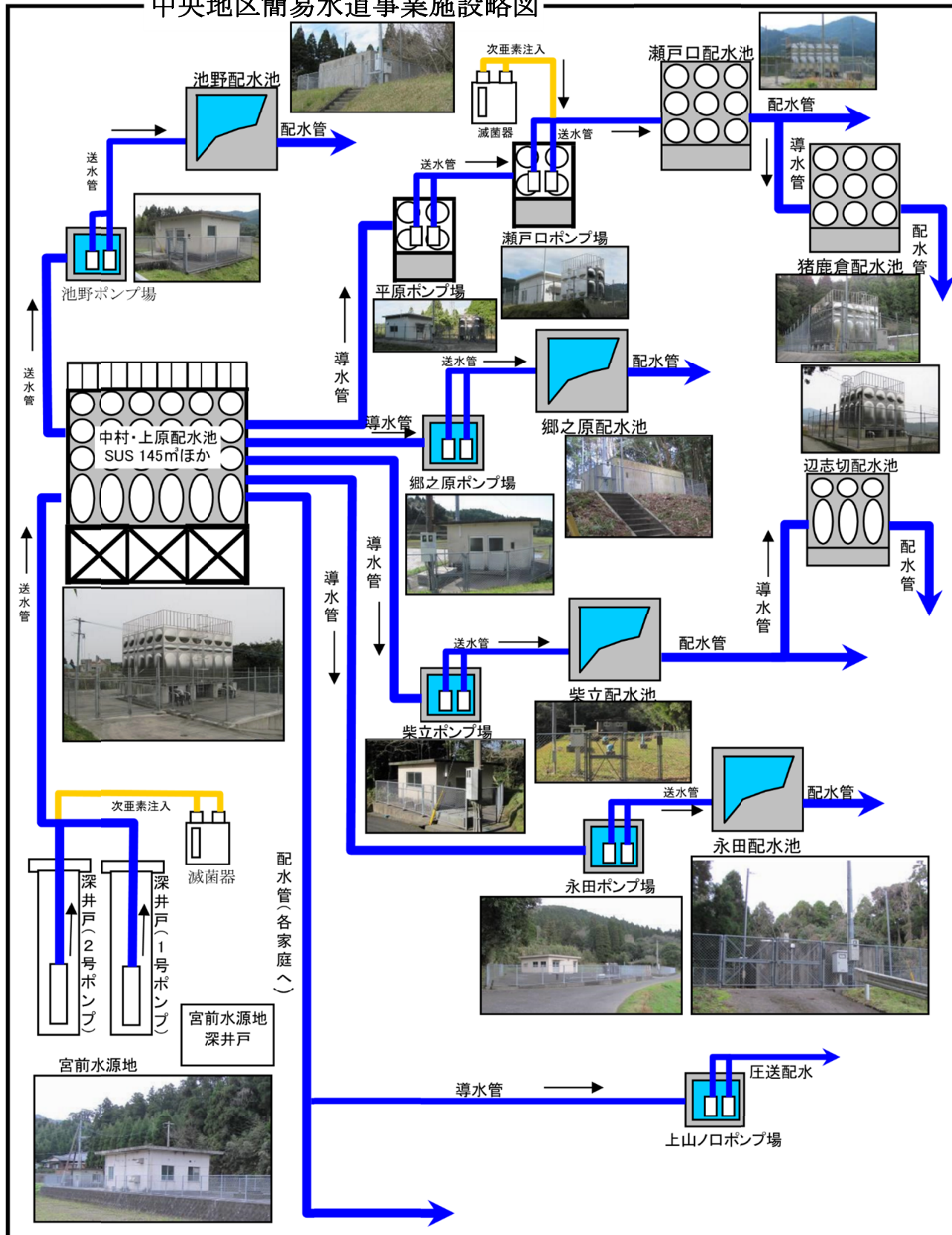


②中央地区簡易水道事業

中央地区簡易水道事業は、宮前水源（深井戸）と8箇所（中村・上原、柴立、郷ノ原、永田、池野、辺志切、瀬戸口、猪鹿倉）の配水池からなり、旧田代町の一部を除く麓、川原地区のほとんどの地区へ給水しています。

宮前水源で送水と同時に次亜塩素素注入による滅菌処理を施し、田代中学校上の中村・上原配水池へ水を送り、この配水池を軸にその他の配水池へ自然流下若しくはポンプ場を経て配水されています。

中央地区簡易水道事業施設略図

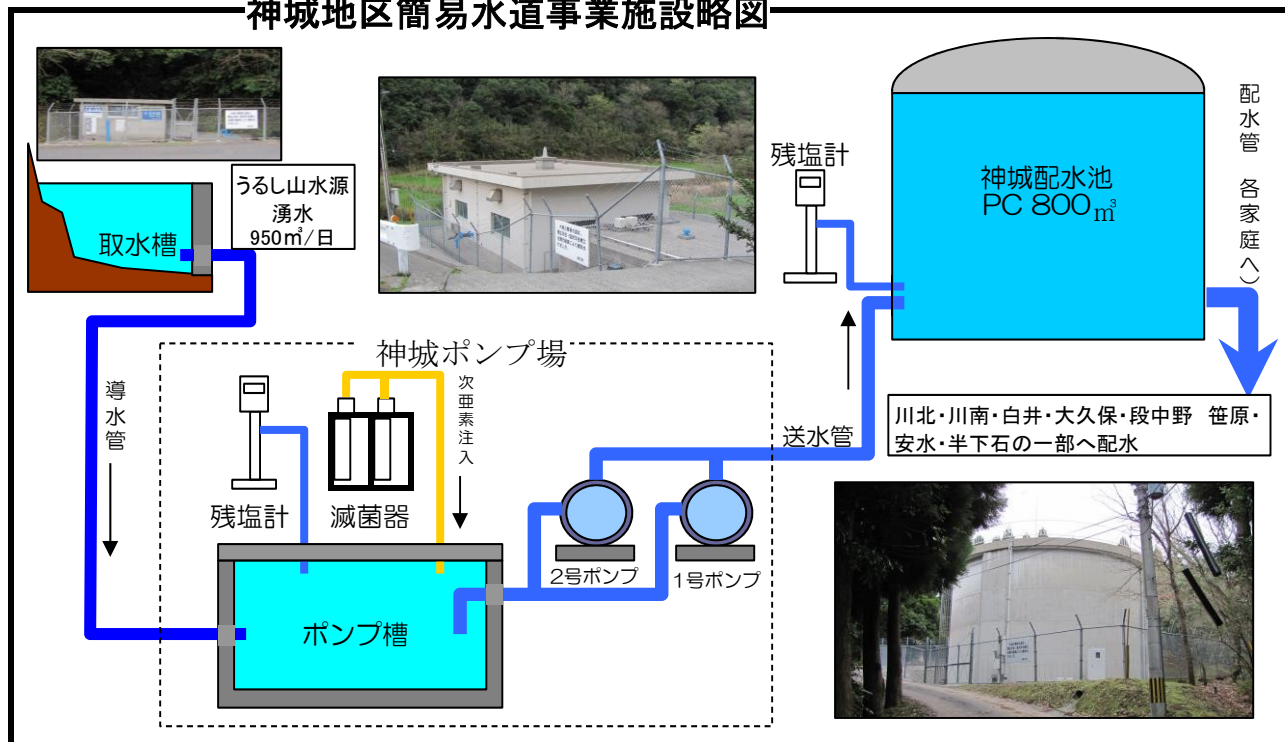


③神城地区簡易水道事業

神城地区簡易水道事業は、うるし山水源地の湧水を原水とし、ポンプ場で滅菌処理を施し、神城配水池へ送水しています。

神城配水池からは、自然流下により池田地区の一部を除くほぼ全域へ給水しています。

神城地区簡易水道事業施設略図



3 水源の状況並びに原水及び浄水の水質状況

本町の水道事業には、4箇所の水源がありますが、3箇所が湧水、1箇所が深井戸とその全てが地下水に依存しています。

地下水を利用しているため、原水は清浄でその水質はとても安定しています。

そのため、どの浄水場でも次亜塩素素注入の滅菌処理のみで各家庭へ配水しています。

このように、大変良質な原水の水源に恵まれておりますが、原水の水質が汚染されると、その原因の特定や回復はとても困難とされています。

衛生的で快適な日常生活をおくるために、この原水の水質を監視し、水源を守っていくことはこれからの課題であります。

4 定期の水質検査

4-1 水質基準

浄水の水質については、「水質基準に関する省令」によって供給される基準が定められています。

(水質基準項目と検査頻度及びその省略につきましては、別表1を参照してください)

基準は概略、「病原性微生物」と「化学物質」に関するもので分類されていて、以下のような考え方で設定されています。

4-1-1 病原性微生物に関する水質基準の考え方

① 一般細菌

浄水が適切に消毒されているかを示す指標であり、この項目が大きく増加した場合は、原水への生活排水等の混入の疑いがあります。

1mL中に100個以下であれば、水道水による集団感染等が起きないことを理由に基準が設定されています。

② 大腸菌

水による感染症の多くが人や動物の糞便を由来とすることから、水が糞便に汚染されていないかを確認するために検査します。

100mL中に1つもないことが基準となっています。

4-1-2 化学物質に関する水質基準の考え方

毒性等のある全ての物質を検査することは現実的でないため、基準値の10%を超えて検出された項目、又は超える可能性の高い項目について、当該基準値を水質基準として定めています。

判断基準となる基準値は下記の考え方で設定されています。

① 健康に影響のある項目（毒性等）

体重50kgの人が毎日2リットルの水を飲み続けた場合でも影響のない値（又は、影響が出始める値の10%）が1日の摂取量の上限とされています。

この上限に対して、水道水以外から摂取することも考慮して、上限の10%（消毒副生成物の場合は水道水以外からの摂取の可能性が低いため20%）が基準値として設定されています。

さらに、発がん性物質や影響が不確定な物質の場合は、上限自体を低く考えて、最終的にもとの上限の約1%が基準値となるよう設定されています。

② 生活利用上で困る項目（着色等）

色・濁り・においやその元となる物質などの、水道水を利用する上で困る項目については、障害を生じる濃度を基に基準値を設定されています。

4-2 浄水の検査

浄水（利用者のみなさまに給水される、原水を処理した後の水）の検査につきましては、水道法施行規則第15条（定期及び臨時の水質検査を規定している厚生労働省令、以下「省令」と略します。）で定めるところにより、下記にて検査を行います。

4-2-1 水質検査項目と頻度

1) 毎日検査項目

給水されている水に異常がないことを確かめるため、1日1回、色・濁り・残留塩素の3項目の検査を行います。

- ・ 色、濁り：試験管に採水して、目視にて確認します。
- ・ 残留塩素：試験管に試薬を入れ採水後、着色度合いにより残留塩素濃度を測定します。

(この項目を測ることで消毒が適切に行われているかを確認することが出来ます。)

2) 毎月検査項目

水道水の安全性を確保するためには、安全等に直接関わる項目については、より高い頻度での検査が望ましいところですが、検査頻度が高いほど負担して頂く料金への影響も大きくなります。そこで、合理的な検査頻度での検査が必要となります。

長年にわたる全国的な実績から、毎月1回の検査で大きな問題は生じないことが経験則として言われており、省令もこの経験をもとに定められています。また、省令では、塩化物イオン、全有機炭素、pH、味、臭気、色度、濁度の7項目については、自動計測機等で連続的に測定を行う場合は検査頻度を減らせることとなっています。

しかしながら、本町においては規模的にも連続測定を行う設備を持っていないため、検査頻度は減らさず、安全に直接関わる、一般細菌・大腸菌・塩化物イオン・全有機炭素・pH・味・臭気・色度・濁度の9項目については、毎月1回検査を行います。但し、藻類に起因する項目（ジェオスミンと2-メチルイソボルネオール）については、藻類発生が考えられる時期に、必要回数検査を行うこととします。

- ・ いずれの項目も詳細な検査を行うため、検査用の採水容器に採水後、水質検査機関に依頼して検査を行います。
- ・ 毎月検査項目は、病原性微生物の混入を疑わせる指標と考えられている項目で、毎日検査と毎月検査を的確に行うことで、水道水を原因とする病気等の感染を確実に防止するようにしています。

3) 3ヶ月に1回検査する項目

上記1) 2) 以外の項目については、病原性微生物のように短期的に危険に晒される項目ではなく、比較的長期間での摂取等が問題となります。このような項目について、近年の全国的な調査により、年4回（季節変動を考慮）以上の検査を行えば、毎月1回の検査と同等の結果が得られることが明らかになったため、省令に基づき、本町においても原則3ヶ月に1回検査を行います。

但し、消毒剤及び消毒副生成物に起因する項目以外については原水に起因する項目なので、水源状況が安定している場合には大きな変動はありません。このため過去のデータで基準値を大きく下回っている場合は、水源状況の安定性を考慮した上で、省令に基づき、下記基準で検査回数を減らして効率的な水質検査を行うことが可能です。

- ・ 過去3年間の検査結果が基準値の10%以下の場合、検査頻度を3年に1回に低減することが可能です。
- ・ 過去3年間の検査結果が基準値の20%以下の場合、検査頻度を1年に1回に低減することが可能です。

具体的には下記の頻度で水質検査を行います。

- ・ 消毒剤及び消毒副生成物に起因する項目については、人為的要因であること及び、省令の規定により検査頻度は減らさず3ヶ月に1回とします。
- ・ 硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素については、省令の規定では検査頻度を減らすことが出来ませんが、肥料や生活排水、工場排水の影響を受けやすいため、3ヶ月に1回検査を行います。
- ・ その他の項目については、水源状況の安定性を考慮した上で、省令の基準に基づき検査回数を減らして効率的な水質検査を行います。

(浄水の検査項目とその頻度につきましては、別表2を参照してください)

平成15年に改正された省令では、上記3)の項目のほとんどについて、過去の検査結果が基準値の50%を一度も超えたことがない場合は、水源の状況に応じて検査を省略することが出来ます。しかし本町では、水道水の安全性をより確実にするため、検査を省略することが可能な項目についても年1回検査を実施します。

4-2-2 採水場所

浄水（水道水）の水質検査の採水地点は、各配水池から配水している代表水栓を決めてその蛇口から採水します。

採水場所

事業名		大根占地区簡易水道		神城地区簡易水道	中央地区簡易水道
水源名		上之宇都水源	神川水源	うるし山水源	宮前水源
配水池		上之宇都配水池 運動公園配水池	神川配水池	神城配水池	中村・上原配水池 柴立配水池 辺志切配水池 永田配水池 郷之原配水池 池野配水池 瀬戸口配水池 猪鹿倉配水池
採水地点	原水	上之宇都浄水場	神川ポンプ場	神城ポンプ場	宮前水源
	浄水	運動公園	神川地区公民館	池田診療所	岩崎公民館 猪鹿倉公民館 郷之原公民館 長谷公民館 辺志切公民館付近 花瀬バンガロー 原沢公民館 早瀬公民館

4-3 原水の検査

原水（水源からの直接採った消毒等の処理をする前の水）の検査については、水源状況の把握と変動傾向を監視するため、下記のとおり定期的な検査を行います。

4-3-2 原水の水質検査項目と頻度

原水については、消毒処理による副生成物を除く39項目を年1回検査します。

（具体的な項目は別表1 水質基準項目と検査頻度・及び省略の基準を参照して下さい）

原水の水質検査の頻度については、省令で定められていませんが、水道水質管理の上で最も重要な情報の一つであり、経年変化を把握するために年1回行います。

また、クリプトスポリジウム等、耐塩素性病原微生物の検査とその指標となる指標菌（大腸菌・嫌気性芽胞菌）の検査を「水道におけるクリプトスポリジウム等対策指針」に基づき、原水の種別や過去の指標菌検出状況から、クリプトスポリジウム等による汚染の恐れを判定します。

判定基準及び検査頻度については下表のとおりです。

判断基準

リスクレベル		汚染の恐れ判断		
		原水の種別	指標菌検出状況	
			検出	未検出
レベル1	汚染の可能性が低い	地表水が混入していない被圧地下水の水		○
レベル2	当面汚染の可能性が低い	地表水が混入していない被圧地下水以外の水		○
レベル3	汚染のおそれがある	地表水以外の水	○	
レベル4	汚染のおそれが高い	地表水	○	

地 表 水：河川表流水、ダム水、湖沼水等の、地表面に存在する陸水

被圧地下水：粘土層等の不透性の地層に挟まれた帯水層内に存在し、被圧されている地下水

検査頻度

リスクレベル	検査頻度	
	指標菌検査	クリプトスポリジウム検査
レベル1	3年に1回、井戸内部の状況点検	
レベル2	3ヶ月に1回以上	—
レベル3	毎月1回以上	3ヶ月に1回以上
レベル4	毎月1回以上	3ヶ月に1回以上

各原水にレベル1からレベル4まで分類し、それぞれのレベルに合わせた項目・頻度で検査を行います。

しかし、レベル1の場合、水道水の安全性をより確実にするために、レベル2の頻度で検査を行います。

本町において、水源の状況からそのレベルに応じたクリプトスポリジウム・ジアルジア対策として、指標菌（大腸菌，嫌気性芽胞菌）について、毎月検査を行うと共に、宮前水源を除く 3 箇所の水源については、クリプトスポリジウム・ジアルジアの検査についても 3 ヶ月毎に検査します。

また、水源の状況を把握するため、年 1 回 39 項目の検査を行います。

原水（上之宇都水源，神川水源，宮前水源，うるし山水源）

検 査 項 目	検査回数	検 査 回 数 設 定 理 由
大腸菌	毎月検査 (年 12 回)	※ 水源の状況から、クリプトスポリジウム・ジアルジア対策として、その指標となる項目で、毎月検査を行います。
嫌気性芽胞菌		
クリプトスポリジウム ジアルジア	3 ヶ月毎 (年 4 回)	※ 水源の状況から、クリプトスポリジウム・ジアルジア対策として、検査を行います。（宮前水源を除く。）
浄水基準 51 項目から消毒副 成物 11 項目+味を除く 39 項 目	年 1 回	※ 原水の水質管理のため独自に行うものです。

4－3－2 採水場所

原水の水質検査の採水地点は、各浄水場とします。

（採水地点は前出の 4－2－2 採水場所を参照して下さい）

5 臨時の水質検査

次に掲げるような場合であって、水道水質基準に適合しないおそれがある場合に臨時の水質検査を行います。

- 水源施設又は周辺に著しい悪化や原水に異常があった場合。
- 浄水，送水施設に異常があった場合。
- 水道管、配水施設が著しく汚染された場合。
- その他、異常があると認められる場合。

6 水質検査方法及び委託の内容

(1) 検査の方法

- ・ 水質検査全般の検査方法については、「水質基準に関する省令の規定に基づき厚生労働大臣が定める方法」（平成 15 年厚生労働省告示第 261 号）によること。
- ・ 遊離残留塩素及び結合残留塩素の検査方法については、水道法施行規則第 17 条第 2 項の規定に基づき厚生労働大臣が定める遊離残留塩素及び結合残留塩素の検査方法（平成 15 年厚生労働省告示第 318 号）によること。
- ・ その他の検査を行う場合は、上水試験方法（日本水道協会）等によること。

(2) 委託の内容

1) 委託の範囲

① 具体的な検査項目、頻度

浄水については別表 2、原水については前出の 4－3－2 原水の検査項目及び検査頻度で行います。

③ 試料の採取及び運搬方法

試料の採取については、当町で行い、運搬は水質検査機関が行います。

④ 臨時検査の取扱い

継続的に水質を評価する観点から、定期検査と臨時検査は同一の水質検査機関に委託します。

2) 委託した検査の実施状況の確認方法

水質検査の結果の根拠となる書類、精度管理の実施状況及び厚生労働省等による外部精度管理調査に係る資料、水質基準項目に関する品質管理の認証（水道 GLP、ISO9001 等）取得やこれに類する取組の状況に関する書類を確認するとともに、必要に応じて検査施設への立入検査、実施の水質検査機関における水質検査の業務の確認に関する調査（以下「日常業務確認調査」という。）を実施し、水質検査機関の技術能力の把握を行います。

※ 令和 4 年度の水質検査については、上記の要件を満たした厚生労働省の登録検査機関に委託しています。

7 検査結果の評価

各家庭へ給水されている水道水（浄水）は、51項目の水質基準項目をもとに検査が行われています。また、これらの項目には、それぞれ安全と認められる水質基準が定められております。

（別表1 水質基準項目と検査頻度・及び省略の基準 参照）

水質検査の結果、もし基準を超える項目があった場合には、直ちに原因究明に努め、安全性を確保するために必要な措置を講じ、再検査を行うこととします。

7-1 病原性微生物に関する項目の評価

基準検査項目のうち、一般細菌及び大腸菌の項目については、直接的に病原性微生物による汚染の可能性を示すものなので、基準を超えている場合には、直ちに水質異常時として取り扱い、詳細確認の後、給水停止等の所定の処置を講じます。

また、塩化物イオンなどの毎月検査を行う残り7項目についても、病原性微生物との関連が深い指標であるため、検査結果が大きく変動した場合には、水質汚染の可能性を検討します。

7-2 毒物に関する項目の評価

水銀とシアンについては、安全性を考慮して、検出された量が微量で、仮に長期にわたり摂取したとしても健康に影響しない値が基準値とされていますが、基準値を超過した場合には、詳細確認の後、所定の処置を講じます。

7-3 健康に関する項目の評価

健康に関する項目（カドミウム、ヒ素、鉛、など）については、長期的な影響を考慮して基準設定がなされていますが、明らかに基準値以上であった場合は、直ちに原因究明を行うとともに、低減化対策を講じます。基準値超過が継続するようである場合は、水質異常とみなして所定の処置を講じます。

7-4 水の性状に関する項目の評価

性状に関する項目（亜鉛、マンガン、アルミニウム、ナトリウム、鉄など）については、洗濯物への着色など、利用者の生活活動への障害をおこす可能性があるため、基準値以上であった場合は、水質異常とみなして緊急対策等の所定の処置を講じます。

7-5 水質異常時の対応

水質に異常等が認められた場合には、検査機関と協議の上、必要と思われる項目について至急検査を行うこととします。また、給水区域内の自治会長等へ連絡するなど、状況の連絡周知に努めます。検査結果の内容により必要に応じて給水停止等の所定の処置を講じます。

8 検査計画の見直し

水質検査の実施については、検査計画に従って行いますが、以下の場合は検査の計画を見直すものとします。

- ① 水源の変更（新規、増設等）を行った場合。
（過去データによる検討が不可能になるため。）
- ② 処理方法について、追加又は削除等の変更（ろ過方法の導入や変更等）が生じた場合。（過去データによる検討が不可能になるため。）
- ③ 水源周辺に異常が確認された場合。
（水源水質の安全が確認できる計画に変更）
- ④ その他検査計画の変更が必要と認めた場合。

9 検査の精度と信頼性保証

本町においては水質検査設備を保有していないため、毎日検査等の簡易な検査以外の水質検査は、毎年、水質検査機関に委託しています。

このため、検査の精度と信頼性保証については、検査機関に対して下記事項を適切に確認することが重要となります。

9-1 検査の精度

水質を管理するために行っている検査結果は、正確なデータでなければなりません。検査の精度（正確さ）を確保することが、重要であることから、委託する際には、以下の要件を満たしていることを確認します。

- ・ 検査が可能な検査施設を有していること。
- ・ 知識経験を有する者が検査を担当し、その人数が5人以上であること。
- ・ 厚生労働省の実施する外部精度管理の結果が良好であること。

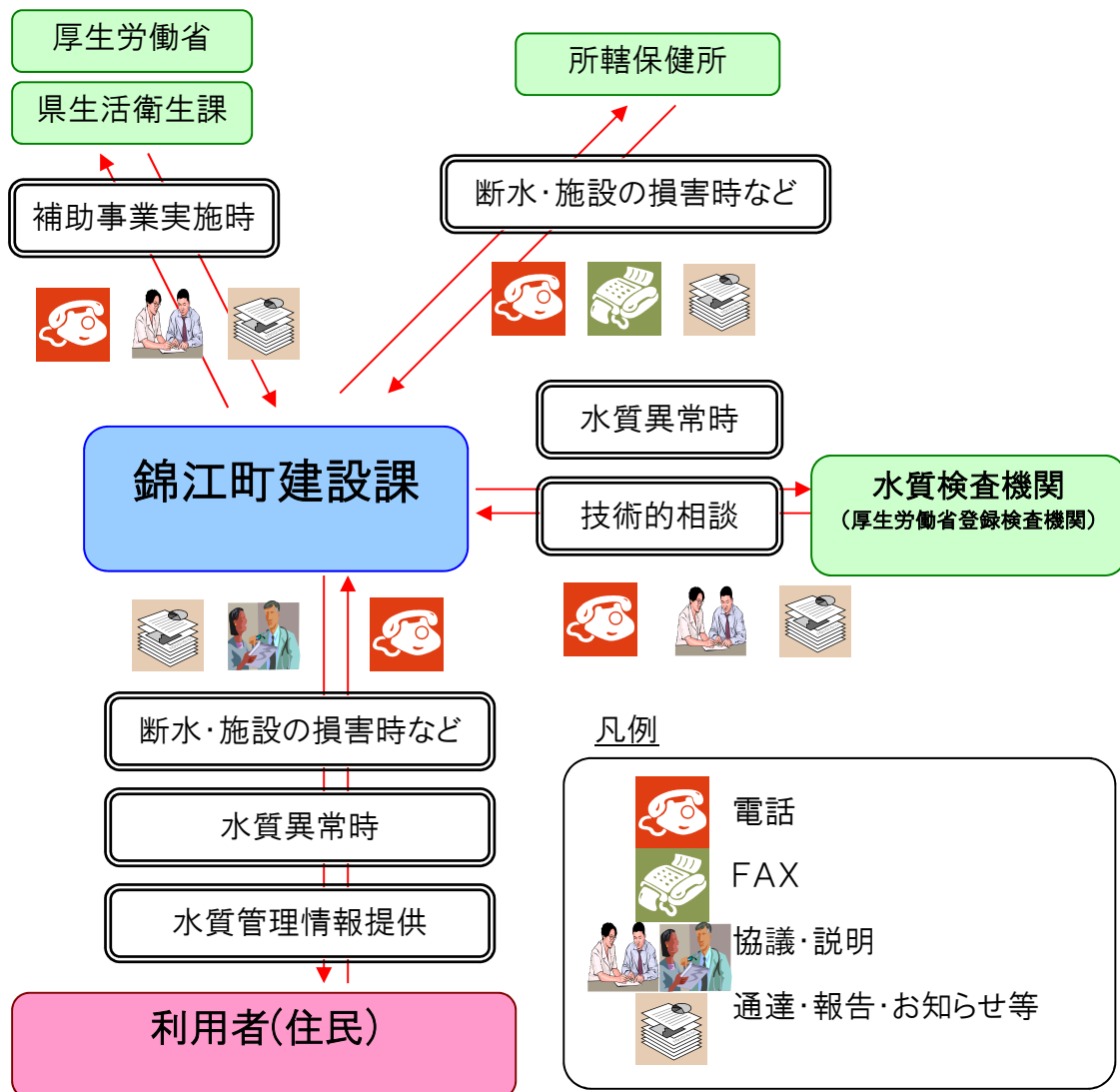
9-2 信頼性保証

検査の工程だけではなく、結果の改ざんは言うまでもなく、検体や検査結果の取り違い等、検査以外での工程（事務業務及び連絡業務等）についても信頼性の保証が必要であることから、委託する際には、以下の要件を満たしていることを確認します。

- ① 水質検査を行う部門に専任の管理者が置かれていること。（水質検査部門管理者）
- ② 専ら水質検査業務の管理及び精度の確保を行う部門が置かれ、専任の管理者が置かれていること。（信頼性確保部門管理者）
- ③ 信頼性保証システム（第三者機関の監査を含むシステム）として、ISO9001の認証を取得していること。
- ④ ISO9001の認証の内容は、水質検査業務及び水質検査業務に係る事務業務等が含まれていること。

10 緊急時における関係者との連携

水道水の安全性を確保していくため、町では、関係機関（公益社団法人 鹿児島県薬剤師会試験センター等）との連携を密にするなど、水質汚染事故に係る緊急時検査の対応体制に基づき、安全、安心な水道水の供給に万全を期しています。



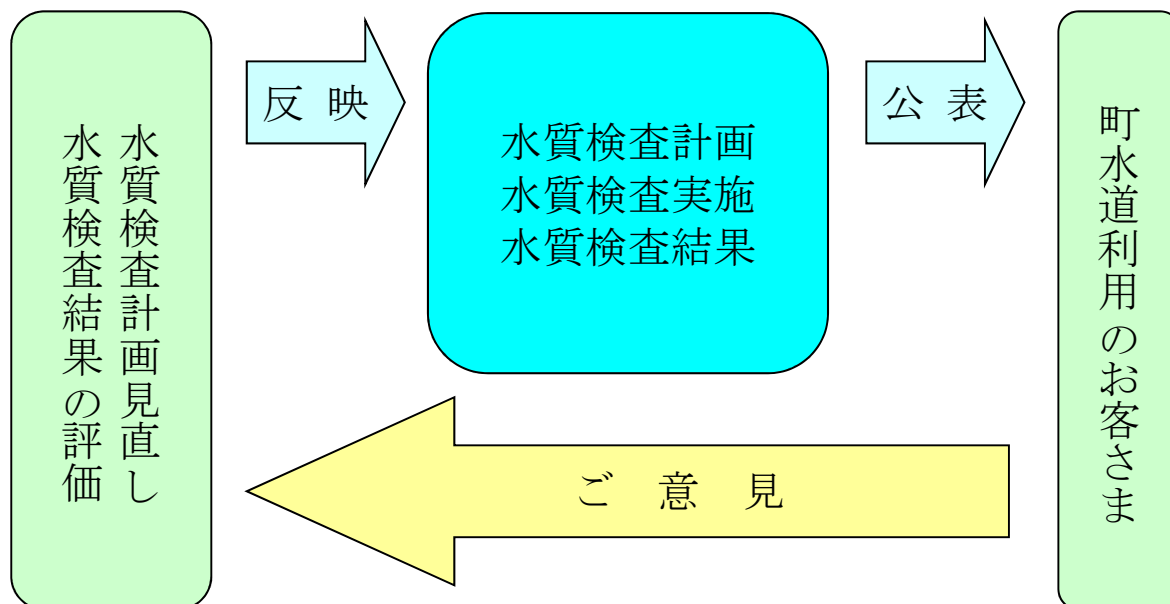
- ・水道水の事故が発生した場合、鹿児島県及び直轄保健所等と連携し、情報交換を行いながら迅速かつ適正な対応に努めます。
- ・緊急時における検査については、水道水の安全を確保していくため、定期検査及び臨時検査と同一の水質検査機関に委託します。

1 1 水質検査計画及び検査結果の公表

水質検査計画については、毎年度開始前に作成し、町ホームページに掲載し公表します。

水質検査結果につきましても、町ホームページに掲載すると共に、本庁建設課窓口にて閲覧できるようにします。

この公表の結果、錦江町簡易水道事業利用者の方々から寄せられたご質問や意見を、今後の水質検査計画に生かせるよう努力します。



【問い合わせ先】

錦江町 建設課 水道チーム

〒893-2392 肝属郡錦江町城元9 6 3 番地

TEL 0994 - 22 - 3033

FAX 0994 - 22 - 1951

別表.1 水質基準項目と検査頻度・及び省略の基準

番号	省令 番号	項 目	基準値	検査 回数	検査回数の減	省略の可否		原水 39 項目
1	01	一般細菌	100 /mL 以下	毎月	省略不可 連続的に計測及び 記録している場合 ↓ 検査頻度 1回/3ヶ月	—	—	●
2	02	大腸菌	検出されないこと			—	—	●
3	38	塩化物イオン	200mg/L 以下			—	—	●
4	46	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	3mg/L 以下			—	—	●
5	47	pH値	5.8～8.6			—	—	●
6	48	味	異常でないこと			—	—	—
7	49	臭気	異常でないこと			—	—	●
8	50	色度	5度以下			—	—	●
9	51	濁度	2度以下			—	—	●
10	10	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01mg/L 以下	年 4 回	省略不可	—	—	●
11	21	塩素酸	0.6mg/L 以下			—	—	—
12	22	クロロ酢酸	0.02mg/L 以下			—	—	—
13	23	クロロホルム	0.06mg/L 以下			—	—	—
14	24	ジクロロ酢酸	0.03mg/L 以下			—	—	—
15	25	ジブロモクロロメタン	0.1mg/L 以下			—	—	—
16	26	臭素酸	0.01mg/L 以下			—	—	—
17	27	総トリハロメタン	0.1mg/L 以下			—	—	—
18	28	トリクロロ酢酸	0.03mg/L 以下			—	—	—
19	29	ブロモジクロロメタン	0.03mg/L 以下			—	—	—
20	30	ブロモホルム	0.09mg/L 以下			—	—	—
21	31	ホルムアルデヒド	0.08mg/L 以下			—	—	—
22	9	亜硝酸態窒素	0.04mg/L 以下	年 4 回	水源の水質が大きく 変わるおそれが少 ない場合であって、過 去3年間の検査結果 が全て基準値の 20%以下の場合 ↓ 検査頻度 1回/年 全て基準値の 10%以下の場合 ↓ 検査頻度 1回/3年とすること が出来る	過去の検査結果 が基準値の 50% を超えたことがな く、かつ、原水並 びに水源及びそ の周辺の状況か ら検査する必要 がないことが明ら かな場合は省略 することができる	—	●
23	11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10mg/L 以下			—	—	●
24	13	ホウ素及びその化合物	1.0mg/L 以下			「ホウ素」については、 原水が海水の場合は 省略できない	—	●
25	03	カドミウム及びその化合物	0.003mg/L 以下				—	●
26	04	水銀及びその化合物	0.0005mg/L 以下				—	●
27	05	セレン及びその化合物	0.01mg/L 以下				—	●
28	07	ヒ素及びその化合物	0.01mg/L 以下				—	●
29	12	フッ素及びその化合物	0.8mg/L 以下				—	●
30	36	ナトリウム及びその化合物	200mg/L 以下			「臭素酸」については、 オゾン処理の場合及 び次亜塩素酸消毒の 場合は省略できない	—	●
31	37	マンガン及びその化合物	0.05mg/L 以下				—	●
32	39	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	300mg/L 以下				—	●
33	40	蒸発残留物	500mg/L 以下				—	●
34	41	陰イオン界面活性剤	0.2mg/L 以下				—	●
35	44	非イオン界面活性剤	0.02mg/L 以下				—	●
36	45	フェノール類	0.005mg/L 以下				—	●
37	06	鉛及びその化合物	0.01mg/L 以下			施設の薬品等及び資 機材等の使用状況も 勘案する	—	●
38	08	六価クロム化合物	0.02mg/L 以下				—	●
39	32	亜鉛及びその化合物	1.0mg/L 以下				—	●
40	33	アルミニウム及びその化合物	0.2mg/L 以下				—	●
41	34	鉄及びその化合物	0.3mg/L 以下				—	●
42	35	銅及びその化合物	1.0mg/L 以下				—	●
43	14	四塩化炭素	0.002mg/L 以下			地下水を水源とする 場合は、近傍の地下 水の状況も勘案する	—	●
44	15	1, 4-ジオキサン	0.05mg/L 以下				—	●
45	16	シス-1, 2-ジクロロエチレン及び トランス-1, 2-ジクロロエチレン	0.04mg/L 以下				—	●
46	17	ジクロロメタン	0.02mg/L 以下				—	●
47	18	テトラクロロエチレン	0.01mg/L 以下				—	●
48	19	トリクロロエチレン	0.01mg/L 以下				—	●
49	20	ベンゼン	0.01mg/L 以下				—	●
50	42	ジェオスミン	0.00001mg/L 以下	月 1 回	藻類の発生が少な いことが明らかな期 間を除く	停滞水を水源とする 場合は藻類の発生状 況も勘案する	—	●
51	43	2-メチルイソボルネオール	0.00001mg/L 以下				—	●

別表.2 令和 4 年度に水質検査を行う項目と頻度(浄水)

令和4年度水質検査計画

上之宇都配水池系 錦江町神川（町運動公園）

注) 各検査項目の単位は、「No.1 [/mL] 」、「No.3~No.46 [mg/L] 」、「No.50~No.51 [度] 」、「No.2及びNo.47~No.49 [単位なし] 」

令和4年度水質検査計画

神川配水池系 錦江町神川 3306-16 (神川地区公民館)

注) 各検査項目の単位は、「No. 1 [/mL] 」、「No. 3~No. 46 [mg/L] 」、「No. 50~No. 51 [度] 」、「No. 2及びNo. 47~No. 49 [単位なし] 」

令和4年度水質検査計画

神城配水池系 錦江町城元5324 (池田診療所)

注) 各検査項目の単位は、「No.1 [/mL] 」、「No.3~No.46 [mg/L] 」、「No.50~No.51 [度] 」、「No.2及びNo.47~No.49 [単位なし] 」

令和4年度水質検査計画

中村上原配水池系 錦江町田代麓（岩崎公民館）

注) 各検査項目の単位は、「No.1 [/mL] 」, 「No.3~No.46 [mg/L] 」, 「No.50~No.51 [度] 」, 「No.2及びNo.47~No.49 [単位なし] 」

注) 各検査項目の単位は、「No.1 [/mL] 」、「No.3~No.46 [mg/L] 」、「No.50~No.51 [度] 」、「No.2及びNo.47~No.49 [単位なし] 」

令和4年度水質検査計画

池野配水池系 錦江町田代川原池野（花瀬バンガロー）

注) 各検査項目の単位は、「No.1 [/mL] 」、「No.3~No.46 [mg/L] 」、「No.50~No.51 [度] 」、「No.2及びNo.47~No.49 [単位なし] 」

注) 各検査項目の単位は、「No.1 [/mL] 」、「No.3~No.46 [mg/L] 」、「No.50~No.51 [度] 」、「No.2及びNo.47~No.49 [単位なし] 」

令和4年度水質検査計画

郷之原配水池系 錦江町田代川原

注) 各検査項目の単位は、「No.1 [/mL] 」、「No.3~No.46 [mg/L] 」、「No.50~No.51 [度] 」、「No.2及びNo.47~No.49 [単位なし] 」

令和4年度水質検査計画

永田配水池系 錦江町田代麓永田（長谷公民館）

注) 各検査項目の単位は、「No.1 [/mL] 」、「No.3~No.46 [mg/L] 」、「No.50~No.51 [度] 」、「No.2及びNo.47~No.49 [単位なし] 」

令和4年度水質検査計画

瀬戸口配水池系 錦江町田代川原（猪鹿倉公民館）

注) 各検査項目の単位は、「No.1 [/mL] 」、「No.3~No.46 [mg/L] 」、「No.50~No.51 [度] 」、「No.2及びNo.47~No.49 [単位なし] 」

令和4年度水質検査計画

邊志切配水池系 錦江町田代川原（墓地）

注) 各検査項目の単位は、「No.1 [/mL] 」、「No.3~No.46 [mg/L] 」、「No.50~No.51 [度] 」、「No.2及びNo.47~No.49 [単位なし] 」

水質検査表

令和4年度水質検査計画

水道施設名

柴立配水池系 錦江町田代川原（早瀬公民館）

No	項目	令和3年度検査頻度												基準値	頻度減基準		2022/04/01～ 3年間の最大値	理由
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月		① 1/5	② 1/10		
1	一般細菌	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	100	-	-	-	検査回数の減不可のため毎月検査（水道法：毎月）
2	大腸菌	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	検出されないこと	-	-	-	検査回数の減不可のため毎月検査（水道法：毎月）
3	カドミウム及びその化合物		○			○			○			○		0.003	0.0006	0.0003	-	令和4年4月から新規施設のため過去データなし。令和07年3月（3年間）まで1年に4回以上の検査（水道法：4回／1年）
4	水銀及びその化合物		○			○			○			○		0.0005	0.00010	0.00005	-	令和4年4月から新規施設のため過去データなし。令和07年3月（3年間）まで1年に4回以上の検査（水道法：4回／1年）
5	セレン及びその化合物		○			○			○			○		0.01	0.002	0.001	-	令和4年4月から新規施設のため過去データなし。令和07年3月（3年間）まで1年に4回以上の検査（水道法：4回／1年）
6	鉛及びその化合物		○			○			○			○		0.01	0.002	0.001	-	令和4年4月から新規施設のため過去データなし。令和07年3月（3年間）まで1年に4回以上の検査（水道法：4回／1年）
7	ヒ素及びその化合物		○			○			○			○		0.01	0.002	0.001	-	令和4年4月から新規施設のため過去データなし。令和07年3月（3年間）まで1年に4回以上の検査（水道法：4回／1年）
8	六価クロム化合物		○			○			○			○		0.02	0.004	0.002	-	令和4年4月から新規施設のため過去データなし。令和07年3月（3年間）まで1年に4回以上の検査（水道法：4回／1年）
9	亜硝酸態窒素		○			○			○			○		0.04	0.008	0.004	-	令和4年4月から新規施設のため過去データなし。令和07年3月（3年間）まで1年に4回以上の検査（水道法：4回／1年）
10	シアン化物イオン及び塩化シアン		○			○			○			○		0.01	-	-	-	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査（水道法：4回／1年）
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素		○			○			○			○		10	2.0	1.0	-	令和4年4月から新規施設のため過去データなし。令和07年3月（3年間）まで1年に4回以上の検査（水道法：4回／1年）
12	フッ素及びその化合物		○			○			○			○		0.8	0.16	0.08	-	令和4年4月から新規施設のため過去データなし。令和07年3月（3年間）まで1年に4回以上の検査（水道法：4回／1年）
13	ホウ素及びその化合物		○			○			○			○		1.0	0.2	0.1	-	令和4年4月から新規施設のため過去データなし。令和07年3月（3年間）まで1年に4回以上の検査（水道法：4回／1年）
14	四塩化炭素		○			○			○			○		0.002	0.0004	0.0002	-	令和4年4月から新規施設のため過去データなし。令和07年3月（3年間）まで1年に4回以上の検査（水道法：4回／1年）
15	1,4-ジオキサン		○			○			○			○		0.05	0.010	0.005	-	令和4年4月から新規施設のため過去データなし。令和07年3月（3年間）まで1年に4回以上の検査（水道法：4回／1年）
16	ビス-1,2-ジ-4クロロフェン及びビス-1,2-ジ-4クロロフェン		○			○			○			○		0.04	0.008	0.004	-	令和4年4月から新規施設のため過去データなし。令和07年3月（3年間）まで1年に4回以上の検査（水道法：4回／1年）
17	ジクロロメタン		○			○			○			○		0.02	0.004	0.002	-	令和4年4月から新規施設のため過去データなし。令和07年3月（3年間）まで1年に4回以上の検査（水道法：4回／1年）
18	テトラクロロエチレン		○			○			○			○		0.01	0.002	0.001	-	令和4年4月から新規施設のため過去データなし。令和07年3月（3年間）まで1年に4回以上の検査（水道法：4回／1年）
19	トリクロロエチレン		○			○			○			○		0.01	0.002	0.001	-	令和4年4月から新規施設のため過去データなし。令和07年3月（3年間）まで1年に4回以上の検査（水道法：4回／1年）
20	ベンゼン		○			○			○			○		0.01	0.002	0.001	-	令和4年4月から新規施設のため過去データなし。令和07年3月（3年間）まで1年に4回以上の検査（水道法：4回／1年）
21	塩素酸		○			○			○			○		0.6	-	-	-	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査（水道法：4回／1年）
22	クロロ酢酸		○			○			○			○		0.02	-	-	-	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査（水道法：4回／1年）
23	クロロホルム		○			○			○			○		0.06	-	-	-	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査（水道法：4回／1年）
24	ジクロロ酢酸		○			○			○			○		0.03	-	-	-	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査（水道法：4回／1年）
25	ジブロモクロロメタン		○			○			○			○		0.1	-	-	-	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査（水道法：4回／1年）
26	臭素酸		○			○			○			○		0.01	-	-	-	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査（水道法：4回／1年）
27	総トリハロメタン		○			○			○			○		0.1	-	-	-	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査（水道法：4回／1年）
28	トリクロロ酢酸		○			○			○			○		0.03	-	-	-	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査（水道法：4回／1年）
29	ブロモジクロロメタン		○			○			○			○		0.03	-	-	-	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査（水道法：4回／1年）
30	ブロモホルム		○			○			○			○		0.09	-	-	-	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査（水道法：4回／1年）
31	ホルムアルデヒド		○			○			○			○		0.08	-	-	-	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査（水道法：4回／1年）
32	亜鉛及びその化合物		○			○			○			○		1.0	0.20	0.10	-	令和4年4月から新規施設のため過去データなし。令和07年3月（3年間）まで1年に4回以上の検査（水道法：4回／1年）
33	アルミニウム及びその化合物		○			○			○			○		0.2	0.04	0.02	-	令和4年4月から新規施設のため過去データなし。令和07年3月（3年間）まで1年に4回以上の検査（水道法：4回／1年）
34	鉄及びその化合物		○			○			○			○		0.3	0.06	0.03	-	令和4年4月から新規施設のため過去データなし。令和07年3月（3年間）まで1年に4回以上の検査（水道法：4回／1年）
35	銅及びその化合物		○			○			○			○		1.0	0.20	0.10	-	令和4年4月から新規施設のため過去データなし。令和07年3月（3年間）まで1年に4回以上の検査（水道法：4回／1年）
36	ナトリウム及びその化合物		○			○			○			○		200	40.0	20.0	-	令和4年4月から新規施設のため過去データなし。令和07年3月（3年間）まで1年に4回以上の検査（水道法：4回／1年）
37	マンガン及びその化合物		○			○			○			○		0.05	0.010	0.005	-	令和4年4月から新規施設のため過去データなし。令和07年3月（3年間）まで1年に4回以上の検査（水道法：4回／1年）
38	塩化物イオン	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	200	-	-	-	検査回数の減不可のため毎月検査（水道法：毎月）
39	カルシウム、マグネシウム等(硬度)		○			○			○			○		300	60	30	-	令和4年4月から新規施設のため過去データなし。令和07年3月（3年間）まで1年に4回以上の検査（水道法：4回／1年）
40	蒸発残留物		○			○			○			○		500	100	50	-	令和4年4月から新規施設のため過去データなし。令和07年3月（3年間）まで1年に4回以上の検査（水道法：4回／1年）
41	陰イオン界面活性剤		○			○			○			○		0.2	0.04	0.02	-	令和4年4月から新規施設のため過去データなし。令和07年3月（3年間）まで1年に4回以上の検査（水道法：4回／1年）
42	ジェオスミン		○			○			○			○		0.00001	0.000002	0.000001	-	検査回数の減不可のため毎月検査（ただし藻類の発生が少ない時期を除きます）
43	2-メチルイソボルネオール		○			○			○			○		0.00001	0.000002	0.000001	-	検査回数の減不可のため毎月検査（ただし藻類の発生が少ない時期を除きます）
44	非イオン界面活性剤		○			○			○			○		0.02	0.004	0.002	-	令和4年4月から新規施設のため過去データなし。令和07年3月（3年間）まで1年に4回以上の検査（水道法：4回／1年）
45	フェノール類		○			○			○			○		0.005	0.0010	0.0005	-	令和4年4月から新規施設のため過去データなし。令和07年3月（3年間）まで1年に4回以上の検査（水道法：4回／1年）
46	有機物（全有機炭素（TOC）の量）	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	3	-	-	-	検査回数の減不可のため毎月検査（水道法：毎月）
47	pH値	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	5.8 ～ 8.6	-	-	-	検査回数の減不可のため毎月検査（水道法：毎月）
48	味	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	異常でないこと	-	-	-	検査回数の減不可のため毎月検査（水道法：毎月）
49	臭気	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	異常でないこと	-	-	-	検査回数の減不可のため毎月検査（水道法：毎月）
50	色度	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	5	-	-	-	検査回数の減不可のため毎月検査（水道法：毎月）
51	濁度	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	2	-	-	-	検査回数の減不可のため毎月検査（水道法：毎月）
		9	51	9	9	51	9	9	51	9	9	51	9	項目数	注）各検査項目の単位は、「No.1〔mg/L〕」、「No.3～No.46〔mg/L〕」、「No.50～No.51〔度〕」、「No.2及びNo.47～No.49〔単位なし〕」			

水質検査表

令和4年度水質検査計画

水道施設名

猪鹿倉配水池系 錦江町代田川原（原沢消火栓）

No	項目	令和3年度検査頻度												基準値	頻度減基準		2022/04/01～ 3年間の最大値	理由
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月		① 1/5	② 1/10		
1	一般細菌	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	100	-	-	-	検査回数の減不可のため毎月検査（水道法：毎月）
2	大腸菌	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	検出されないこと	-	-	-	検査回数の減不可のため毎月検査（水道法：毎月）
3	カドミウム及びその化合物		○			○			○			○		0.003	0.0006	0.0003	-	令和4年4月から新規施設のため過去データなし。令和07年3月（3年間）まで1年に4回以上の検査（水道法：4回／1年）
4	水銀及びその化合物		○			○			○			○		0.0005	0.00010	0.00005	-	令和4年4月から新規施設のため過去データなし。令和07年3月（3年間）まで1年に4回以上の検査（水道法：4回／1年）
5	セレン及びその化合物		○			○			○			○		0.01	0.002	0.001	-	令和4年4月から新規施設のため過去データなし。令和07年3月（3年間）まで1年に4回以上の検査（水道法：4回／1年）
6	鉛及びその化合物		○			○			○			○		0.01	0.002	0.001	-	令和4年4月から新規施設のため過去データなし。令和07年3月（3年間）まで1年に4回以上の検査（水道法：4回／1年）
7	ヒ素及びその化合物		○			○			○			○		0.01	0.002	0.001	-	令和4年4月から新規施設のため過去データなし。令和07年3月（3年間）まで1年に4回以上の検査（水道法：4回／1年）
8	六価クロム化合物		○			○			○			○		0.02	0.004	0.002	-	令和4年4月から新規施設のため過去データなし。令和07年3月（3年間）まで1年に4回以上の検査（水道法：4回／1年）
9	亜硝酸態窒素		○			○			○			○		0.04	0.008	0.004	-	令和4年4月から新規施設のため過去データなし。令和07年3月（3年間）まで1年に4回以上の検査（水道法：4回／1年）
10	シアン化物イオン及び塩化シアン		○			○			○			○		0.01	-	-	-	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査（水道法：4回／1年）
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素		○			○			○			○		10	2.0	1.0	-	令和4年4月から新規施設のため過去データなし。令和07年3月（3年間）まで1年に4回以上の検査（水道法：4回／1年）
12	フッ素及びその化合物		○			○			○			○		0.8	0.16	0.08	-	令和4年4月から新規施設のため過去データなし。令和07年3月（3年間）まで1年に4回以上の検査（水道法：4回／1年）
13	ホウ素及びその化合物		○			○			○			○		1.0	0.2	0.1	-	令和4年4月から新規施設のため過去データなし。令和07年3月（3年間）まで1年に4回以上の検査（水道法：4回／1年）
14	四塩化炭素		○			○			○			○		0.002	0.0004	0.0002	-	令和4年4月から新規施設のため過去データなし。令和07年3月（3年間）まで1年に4回以上の検査（水道法：4回／1年）
15	1,4-ジオキサン		○			○			○			○		0.05	0.010	0.005	-	令和4年4月から新規施設のため過去データなし。令和07年3月（3年間）まで1年に4回以上の検査（水道法：4回／1年）
16	ビス-1,2-ジ-400iフルン及びトランス-1,2-ジ-400iフルン		○			○			○			○		0.04	0.008	0.004	-	令和4年4月から新規施設のため過去データなし。令和07年3月（3年間）まで1年に4回以上の検査（水道法：4回／1年）
17	ジクロロメタン		○			○			○			○		0.02	0.004	0.002	-	令和4年4月から新規施設のため過去データなし。令和07年3月（3年間）まで1年に4回以上の検査（水道法：4回／1年）
18	テトラクロロエチレン		○			○			○			○		0.01	0.002	0.001	-	令和4年4月から新規施設のため過去データなし。令和07年3月（3年間）まで1年に4回以上の検査（水道法：4回／1年）
19	トリクロロエチレン		○			○			○			○		0.01	0.002	0.001	-	令和4年4月から新規施設のため過去データなし。令和07年3月（3年間）まで1年に4回以上の検査（水道法：4回／1年）
20	ベンゼン		○			○			○			○		0.01	0.002	0.001	-	令和4年4月から新規施設のため過去データなし。令和07年3月（3年間）まで1年に4回以上の検査（水道法：4回／1年）
21	塩素酸		○			○			○			○		0.6	-	-	-	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査（水道法：4回／1年）
22	クロロ酢酸		○			○			○			○		0.02	-	-	-	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査（水道法：4回／1年）
23	クロロホルム		○			○			○			○		0.06	-	-	-	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査（水道法：4回／1年）
24	ジクロロ酢酸		○			○			○			○		0.03	-	-	-	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査（水道法：4回／1年）
25	ジブロモクロロメタン		○			○			○			○		0.1	-	-	-	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査（水道法：4回／1年）
26	臭素酸		○			○			○			○		0.01	-	-	-	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査（水道法：4回／1年）
27	総トリハロメタン		○			○			○			○		0.1	-	-	-	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査（水道法：4回／1年）
28	トリクロロ酢酸		○			○			○			○		0.03	-	-	-	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査（水道法：4回／1年）
29	ブロモジクロロメタン		○			○			○			○		0.03	-	-	-	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査（水道法：4回／1年）
30	ブロモホルム		○			○			○			○		0.09	-	-	-	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査（水道法：4回／1年）
31	ホルムアルデヒド		○			○			○			○		0.08	-	-	-	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査（水道法：4回／1年）
32	亜鉛及びその化合物		○			○			○			○		1.0	0.20	0.10	-	令和4年4月から新規施設のため過去データなし。令和07年3月（3年間）まで1年に4回以上の検査（水道法：4回／1年）
33	アルミニウム及びその化合物		○			○			○			○		0.2	0.04	0.02	-	令和4年4月から新規施設のため過去データなし。令和07年3月（3年間）まで1年に4回以上の検査（水道法：4回／1年）
34	鉄及びその化合物		○			○			○			○		0.3	0.06	0.03	-	令和4年4月から新規施設のため過去データなし。令和07年3月（3年間）まで1年に4回以上の検査（水道法：4回／1年）
35	銅及びその化合物		○			○			○			○		1.0	0.20	0.10	-	令和4年4月から新規施設のため過去データなし。令和07年3月（3年間）まで1年に4回以上の検査（水道法：4回／1年）
36	ナトリウム及びその化合物		○			○			○			○		200	40.0	20.0	-	令和4年4月から新規施設のため過去データなし。令和07年3月（3年間）まで1年に4回以上の検査（水道法：4回／1年）
37	マンガン及びその化合物		○			○			○			○		0.05	0.010	0.005	-	令和4年4月から新規施設のため過去データなし。令和07年3月（3年間）まで1年に4回以上の検査（水道法：4回／1年）
38	塩化物イオン	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	200	-	-	-	検査回数の減不可のため毎月検査（水道法：毎月）
39	カルシウム、マグネシウム等（硬度）		○			○			○			○		300	60	30	-	令和4年4月から新規施設のため過去データなし。令和07年3月（3年間）まで1年に4回以上の検査（水道法：4回／1年）
40	蒸発残留物		○			○			○			○		500	100	50	-	令和4年4月から新規施設のため過去データなし。令和07年3月（3年間）まで1年に4回以上の検査（水道法：4回／1年）
41	陰イオン界面活性剤		○			○			○			○		0.2	0.04	0.02	-	令和4年4月から新規施設のため過去データなし。令和07年3月（3年間）まで1年に4回以上の検査（水道法：4回／1年）
42	ジェオスミン		○			○			○			○		0.00001	0.000002	0.000001	-	検査回数の減不可のため毎月検査（ただし藻類の発生が少ない時期を除きます）
43	2-メチルイソボルネオール		○			○			○			○		0.00001	0.000002	0.000001	-	検査回数の減不可のため毎月検査（ただし藻類の発生が少ない時期を除きます）
44	非イオン界面活性剤		○			○			○			○		0.02	0.004	0.002	-	令和4年4月から新規施設のため過去データなし。令和07年3月（3年間）まで1年に4回以上の検査（水道法：4回／1年）
45	フェノール類		○			○			○			○		0.005	0.0010	0.0005	-	令和4年4月から新規施設のため過去データなし。令和07年3月（3年間）まで1年に4回以上の検査（水道法：4回／1年）
46	有機物（全有機炭素（TOC）の量）	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	3	-	-	-	検査回数の減不可のため毎月検査（水道法：毎月）
47	pH値	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	5.8 ～ 8.6	-	-	-	検査回数の減不可のため毎月検査（水道法：毎月）
48	味	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	異常でないこと	-	-	-	検査回数の減不可のため毎月検査（水道法：毎月）
49	臭気	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	異常でないこと	-	-	-	検査回数の減不可のため毎月検査（水道法：毎月）
50	色度	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	5	-	-	-	検査回数の減不可のため毎月検査（水道法：毎月）
51	濁度	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	2	-	-	-	検査回数の減不可のため毎月検査（水道法：毎月）
		9	51	9	9	51	9	9	51	9	9	51	9	項目数	注）各検査項目の単位は、「No.1〔mg/L〕」、「No.3～No.46〔mg/L〕」、「No.50～No.51〔度〕」、「No.2及びNo.47～No.49〔単位なし〕」			

浄水

	検体略称		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	備考
		採水地点													
1	AP江-01	大根占簡易水道 上之宇都配水池 上之宇都配水池系 錦江町神川 (町運動公園)	水質基準(9項目)	水質基準(省略不可能 +追加項目)	水質基準(9項目)	水質基準(9項目)	水質基準(省略不可能 +追加項目)	水質基準(9項目)	水質基準(9項目)	水質基準(省略不可能 +追加項目)	水質基準(9項目)	水質基準(9項目)	水質基準(省略不可能 +追加項目)	水質基準(9項目)	
2	AP江-02	大根占簡易水道 神川配水池 神川配水池系 錦江町神川3306-16 (神川地区公民館)	水質基準(9項目)	水質基準(省略不可能 +追加項目)	水質基準(9項目)	水質基準(9項目)	水質基準(省略不可能 +追加項目)	水質基準(9項目)	水質基準(9項目)	水質基準(省略不可能 +追加項目)	水質基準(9項目)	水質基準(9項目)	水質基準(省略不可能 +追加項目)	水質基準(9項目)	
3	AP江-03	神城簡易水道 神城配水池(うるし山) 神城配水池系 錦江町城元5324 (池田診療所)	水質基準(9項目)	水質基準(省略不可能 +追加項目)	水質基準(9項目)	水質基準(9項目)	水質基準(省略不可能 +追加項目)	水質基準(9項目)	水質基準(9項目)	水質基準(省略不可能 +追加項目)	水質基準(9項目)	水質基準(9項目)	水質基準(省略不可能 +追加項目)	水質基準(9項目)	
4	AO田-01	中央簡易水道 宮前水源地 中村上原配水池系 錦江町田代麓 (岩崎公民館)	水質基準(9項目)	水質基準(省略不可能 +追加項目)	水質基準(9項目)	水質基準(9項目)	水質基準(省略不可能 +追加項目)	水質基準(9項目)	水質基準(9項目)	水質基準(省略不可能 +追加項目)	水質基準(9項目)	水質基準(9項目)	水質基準(省略不可能 +追加項目)	水質基準(9項目)	
5	AO田-02	中央簡易水道 宮前水源地 池野配水池系 錦江町田代川原池野 (花瀬バンガロー)	水質基準(9項目)	水質基準(省略不可能 +追加項目)	水質基準(9項目)	水質基準(9項目)	水質基準(省略不可能 +追加項目)	水質基準(9項目)	水質基準(9項目)	水質基準(省略不可能 +追加項目)	水質基準(9項目)	水質基準(9項目)	水質基準(省略不可能 +追加項目)	水質基準(9項目)	
6	AO田-03	中央簡易水道 宮前水源地 郷之原配水池系 錦江町田代川原	水質基準(9項目)	水質基準(省略不可能 +追加項目)	水質基準(9項目)	水質基準(9項目)	水質基準(省略不可能 +追加項目)	水質基準(9項目)	水質基準(9項目)	水質基準(省略不可能 +追加項目)	水質基準(9項目)	水質基準(9項目)	水質基準(省略不可能 +追加項目)	水質基準(9項目)	
7	AO田-04	中央簡易水道 宮前水源地 永田配水池系 錦江町田代麓永田 (長谷公民館)	水質基準(9項目)	水質基準(省略不可能 +追加項目)	水質基準(9項目)	水質基準(9項目)	水質基準(省略不可能 +追加項目)	水質基準(9項目)	水質基準(9項目)	水質基準(省略不可能 +追加項目)	水質基準(9項目)	水質基準(9項目)	水質基準(省略不可能 +追加項目)	水質基準(9項目)	
8	AO田-05	中央簡易水道 宮前水源地 瀬戸口配水池系 錦江町田代川原 (猪鹿倉公民館)	水質基準(9項目)	水質基準(省略不可能 +追加項目)	水質基準(9項目)	水質基準(9項目)	水質基準(省略不可能 +追加項目)	水質基準(9項目)	水質基準(9項目)	水質基準(省略不可能 +追加項目)	水質基準(9項目)	水質基準(9項目)	水質基準(省略不可能 +追加項目)	水質基準(9項目)	
9	AO田-06	中央簡易水道 宮前水源地 邊志切配水池系 錦江町田代川原 (個人宅)	水質基準(9項目)	水質基準(省略不可能 +追加項目)	水質基準(9項目)	水質基準(9項目)	水質基準(省略不可能 +追加項目)	水質基準(9項目)	水質基準(9項目)	水質基準(省略不可能 +追加項目)	水質基準(9項目)	水質基準(9項目)	水質基準(省略不可能 +追加項目)	水質基準(9項目)	
10	AO田-07	中央簡易水道 宮前水源地 邊志切配水池系 錦江町田代川原 (早瀬公民館)	水質基準(9項目)	水質基準(51項目)	水質基準(9項目)	水質基準(9項目)	水質基準(51項目)	水質基準(9項目)	水質基準(9項目)	水質基準(51項目)	水質基準(9項目)	水質基準(9項目)	水質基準(51項目)	水質基準(9項目)	2022.04～ 運用開始
11	AO田-08	中央簡易水道 宮前水源地 猪鹿倉配水池系 錦江町田代川原 (原沢消火栓)	水質基準(9項目)	水質基準(51項目)	水質基準(9項目)	水質基準(9項目)	水質基準(51項目)	水質基準(9項目)	水質基準(9項目)	水質基準(51項目)	水質基準(9項目)	水質基準(9項目)	水質基準(51項目)	水質基準(9項目)	2022.04～ 運用開始

水質基準(51項目)	0	2	0	0	2	0	0	2	0	0	2	0	2	0	8
水質基準(省略不可能+追加項目)	0	9	0	0	9	0	0	9	0	0	9	0	9	0	36
水質基準(9項目)	11	0	11	11	0	11	11	0	11	11	0	11	0	11	88